

平成30年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第4日（平成30年9月13日）

議事日程（第4号）	107
日程第1 議案第54号 訴えの提起について	109
日程第2 議案第51号 平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）	109
日程第3 議案第52号 平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	109
日程第4 議案第53号 平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）	109

平成30年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年9月13日

午前10時開議

- 日程第1 議案第54号 訴えの提起について
- 日程第2 議案第51号 平成30年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第52号 平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第53号 平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	山本精	議員
	8番	藤本英樹	議員
	9番	山内実貴子	議員
	10番	今西久美子	議員
	11番	谷口整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫君
副町	長	山下康之君

教 育 長	増 田 千 秋 君
総 務 部 長	奥 谷 明 君
健 康 福 祉 部 長	久 野 村 観 光 君
建 設 事 業 部 長	野 田 泰 生 君
まちづくり整備推進 担 当 部 長	黒 川 剛 君
教 育 部 長	光 嶋 隆 君
総 務 課 長	清 水 清 君
企 画 財 政 課 長	矢 野 里 志 君
税 住 民 課 長	長 谷 川 み どり 君
介 護 医 療 課 長	廣 島 照 美 君
健 康 児 童 課 長	立 原 信 子 君
建 設 環 境 課 長	垣 内 清 文 君
プロジェクト推進課長	山 下 仁 司 君
産 業 観 光 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	青 山 公 紀 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	馬 場 浩 君
学 校 教 育 課 長	岩 井 直 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村 山 和 弘 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

---

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議案第54号、議案第51号～議案第53号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第1から日程第4、議案第54号及び議案第51号から議案第53号までの4議案を一括議題といたします。

4議案につきましては、9月3日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、浅田晃弘君。

○予算特別委員会委員長（浅田晃弘） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、予算特別委員会に付託されました4議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第51号、平成30年度一般会計補正予算（第3号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、まず、ふるさと納税推進事業について、今年度の予算ベースでは、ふるさと納税額（寄附額）である歳入と返礼品等の経費である歳出との差し引きで2,000万円のプラスとなっているが、本町の住民が他自治体へふるさと納税をすることにより税金を控除されている額はどの程度かとの質疑があり、年と年度により若干の時期のずれはあるが、平成29年度は年間約500万円の控除額となっているとの答弁があったところです。

また、「さとふる」への掲載サイト拡充経費として50万円計上されているが、費用対効果についての質疑があり、現在のサイト「ふるさとチョイス」は、町において発注手続を行っているが、「さとふる」は寄附の受付並びに事業者への発注についても「さとふる」のほうでされるというサイトであり、寄附の受け入れ状況を見極めていきたいとの答弁があったところです。

公共土木施設災害復旧事業について、少しでも早く本復旧工事を実施するために、13日に可決されればすぐに入札できるのかとの質疑があり、入札の準備に取りかかっているものの、災害査定、交付金等の手続もあり、すぐに入札をすることはできないが、できる限り急ぎで実施したいと考えているとの答弁があったところです。

次に、議案第52号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第53号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第54号、訴えの提起については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、所有権移転登記について、異論を唱える余地のないような本件に対し、1名の方だけが承諾しないというのは、町の対応に問題があったのではないのかとの質疑があり、全ての方に同じ説明をしてきた。昨年度当初から継続して説明は行ってきており現在に至った。今後の事業計画もあり、なぜ了承いただけないのか要因は聞けていないが、今回の提起に至ったとの答弁があったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました4議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第1、議案第54号、訴えの提起についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより議案第54号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第51号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第52号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第53号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより議案第53号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第53号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

次回は9月28日午前10時より会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ご苦労さまでございました。

散 会 午前10時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 馬 場 哉

署 名 議 員 山 本 精